那福障第 351 号 令和5年12月5日

那覇市指定障害福祉サービス事業者 各位 那覇市指定障害児通所支援事業者 各位

> 那覇市障がい福祉課長 (公 印 省 略)

協力医療機関について(通知)

平素より、本市の障がい福祉行政にご理解ご協力賜り厚く御礼申し上げます。

みだしのことにつきまして、下記のサービスを行う障害福祉サービス事業所等は、あらかじめ、協力 医療機関を定めておく必要がありますので周知いたします。

【 協力医療機関が必要なサービス 】

< 障害福祉サービス事業 >

生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援、共同生活援助、障害者支援施設

< 障害児通所支援事業 >

児童発達支援、居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス

< 協力医療機関とは >

事業所に通う障がい者や障がい児の体調不良等に対応・協力していただける医療機関となります(事業所のかかりつけ医等)。また、協力医療機関は、事業所から近距離で移動可能な医療機関としてください。

なお、日常的な往診や健康管理を要するものではなく、医療機関の営業時間外の対応を求めるものでもありません。

< 指定基準省令(抜粋·要約) >

指定障害福祉サービス事業者等は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、協力 医療機関を定めておかなければならない。

> 那覇市役所 障がい福祉課 事業所指定グループ 電話:098-862-3275